西岡市長の行政の長としての判断・指示に大きな課題

生委員には社会福祉委員としての報酬が月１０、０００円支払われていました。しかし、昨年の５月に条例上は１１、０００円になっていることが判明、原因を調べたところ、条例改正をした24年前に議案として可決された時、誤って記載されて条例化されていたことがわかってきました。私自身も採決に参加しており、なぜ気が付かなかったのか責任の一端を感じるものですが、50項目にも及ぶ各種委員の報酬の表で見過ごされたものと思われます。

しかし、給与条例主義といって条例に書かれてある内容は重いものであり、事実が判明した時点で条例に従うのが行政のとるべき対応と思います。３月議会に提案された議案は対象となる約１００名の方の、時効消滅しない５年間の債権放棄の書類を整え、１１、０００円を１０、０００円に下げるというもので、そしてその債権放棄には議会の議決が条件として書かれてあることも判明しました。しかし、議会のほとんどは、給与条例主義の立場から条例通り支払うべきとの考えであり、結局西岡市長は途中で自ら議案の撤回をしました。

単に議案の撤回をすれば終わりということではなく、この間半年ほど放置しておいたことや事務処理のあり方、そして債権放棄をしていただくという方針に至った行政としての判断など多くの課題が見えたことから、定例会終了後も議会として事務検査をすることを決めました。

３月議会では新たな条例「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が提案されましたが、担当委員会直前の提案に議会は対応に苦慮しました。議会ルールを無視するような提案姿勢にも問題あり、と言わざるを得ません。

特別職の報酬に関し条例遵守を怠った西岡市長に対する問責決議

西岡真一郎市長（以下「西岡市長」という。）は、今定例会に社会福祉委員の報酬に関する条例を提案した。

これは、平成５年から２４年間にわたり、条例上月額１１，０００円のものを月額１０，０００円で支払っていた事実が発覚したことに端を発する改正案であった。

西岡市長は昨年５月に発覚した際、現行条例どおりに支払う必要があると知りながら、条例そのものの是正措置を行わず、条例に基づく支給もしなかった。さらに、顧問弁護士と総務部法務担当から、条例に基づいて支払う義務があると指摘されていたにもかかわらず、現在に至るまで約１０か月にわたり条例に反する事務処理を続けてきた。その間、監査委員事務局長には、監査委員への情報提供を行わないよう求めていたことが明らかになり、議会への情報提供も一切なかった。

このような状況で社会福祉委員への説明会を開催するなどして、説明が不十分なまま一人一人に債権放棄の同意を求めていたことは、本人の自由意思を尊重するとは言いがたい手法である。

これらの経過は、「給与条例主義」という地方公務員法第２４条第５項の原則、同法第３２条の法令・条例遵守の原則から逸脱するものである。

議会において、起案書が一切作成されていないなどの事務手続上の疑義や理事者の判断の適否についての質疑が続き、西岡市長はそれらに答えられず、議案を撤回した。

条例を遵守すべき市長が、行政運営の長として、適正な指示を行わなかったことは、法治主義の根幹に関わる重大な事態である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、一連の事態についての経過と市長の責任を明らかにするとともに、速やかに条例に基づく適正な措置を行い、市政への信頼を回復することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成３０年３月　　日

小金井市議会

http://igarashi-kyoko.com　五十嵐京子　検索

小金井で元気に！小金井を元気に！　小金井市議会議員
五十嵐京子　通信　第48号
2018年４月発行

五十嵐京子を支援する会
小金井市本町3-8-9-312
電　話 042-384-9920